

## 環境保全・構造改善促進利子補給事業の概要

### 1. 構造改善促進利子補給事業

#### ① 事業多角化利子補給事業

揮発油販売業者が、揮発油販売業を継続しながら石油製品販売業以外の事業を新たに行うための施設の建設や設備の購入・設置、運営にかかる資金の借入に対する利子補給。

#### ② 認定経営力向上計画利子補給事業

中小企業等経営強化法に基づき、経営力向上計画の認定を受けた揮発油販売業者が、当該計画に基づき実施する経営力向上に資する事業にかかる資金の借入に対する利子補給。

### 2. 環境保全対策事業促進利子補給事業

揮発油販売業者が、下記の補助事業を行う際の資金の借入にかかる利子補給

#### ① 地下埋設物等入換工事

#### ② 地下埋設物等撤去工事

※申請時点で揮発油販売業者であること（品質確保法上の廃止届がなされていないこと）が要件。

#### ③ 地下埋設物等関連工事

#### ④ 簡易計量機設置工事

#### ⑤ 内面ライニング施工工事

#### ⑥ 電気防食システム設置工事

#### ⑦ 精密油面計設置工事

#### ⑧ 環境対応型石油製品販売業支援事業

### 3. 災害対応型中核給油所等特別利子補給事業

揮発油販売業者が、本会が行う「災害対応型中核給油所等特別保証」を利用し資金の借入を行う場合の利子補給

※新規受付は終了し、既交付決定者に対する補給のみとなっています。

1. 申請者資格：①構造改善促進利子補給事業

イ) 事業多角化利子補給事業

：「揮発油等の品質の確保等に関する法律」登録の揮発油販売業者

ロ) 認定経営力向上計画利子補給事業

：「揮発油等の品質の確保等に関する法律」登録の揮発油販売業者であって、中小企業等経営強化法に基づき、経営力向上計画の認定を受けている者

②環境保全対策事業促進利子補給事業

：下記補助事業の交付決定を受けた揮発油販売業者

- ・ 地下埋設物等入換工事
- ・ 地下埋設物等撤去工事
- ・ 地下埋設物等関連工事
- ・ 簡易計量機設置工事
- ・ 内面ライニング施工工事
- ・ 電気防食システム設置工事
- ・ 精密油面計設置工事
- ・ 環境対応型石油製品販売業支援事業

※本会からの当該利子補給事業の交付決定通知書の交付を受けた後に借入を行い、その資金を事業に充当することが条件。それ以前の借入は対象外。

ただし、構造改善促進利子補給事業については、借入後1年以内であれば申請可能（利子補給は本会が申請書類を受け付けた日から借入実行後5年間が対象期間）。

2. 受付期間： 平成30年4月2日～平成31年3月8日（本会必着）

3. 利子補給条件

(1) 利子補給率：借入利率又は3%の何れか低い率（災害対応型中核給油所等特別利子補給事業においては借入利率）

(2) 利子補給期間：5年以内（災害対応型中核給油所等特別利子補給事業においては10年以内）

(3) 対象上限額：

①構造改善促進利子補給事業：設備・運転資金併せて1企業あたり2億円

イ) 事業多角化利子補給事業

- ・ 既申請がある場合は、対象上限額から既交付決定額を差し引いた残額
- ・ 運転資金は、設備資金の50%以内。運転資金のみの借入は不可

#### ロ) 認定経営力向上計画利子補給事業

- ・既申請がある場合は、対象上限額から既交付決定額を差し引いた残額
- ・運転資金のみの借入も可。但し、運転資金の場合は「経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」に記載した経費であって、設備の購入及び設置に要する経費は対象外。
- ・他の補助事業の利用がある場合は、補助事業の補助率の残存値に補助対象経費を乗じた額を基準とする

#### ②環境保全対策事業促進利子補給事業

- ：補助事業の補助率の残存値に補助対象経費を乗じた額を基準とする  
(対象は設備資金(地下埋設物等撤去工事は運転資金))  
(環境対応型石油製品販売業支援事業は設備資金・運転資金どちらでも可)

#### (4) 利子補給対象額算出のイメージ

##### ○構造改善促進利子補給事業

工事費用2,000万円(うち土地購入費500万円)、借入金額2,000万円の場合

工事費用・借入金額 2,000万円
※ 対象経費総額 1,500万円

→利子補給対象額 1,500万円

※ 土地購入費や事業多角化・認定経営力向上計画に直接係らない費用は、対象経費に含まれません。

##### ○環境保全対策事業促進利子補給事業

工事費用700万円(うち補助対象経費600万円、補助率2/3)、借入金額700万円の場合

工事費用・借入金額 700万円	
補助対象経費総額 600万円	
補助金交付決定額 600万円× <b>2/3</b> = 400万円	利子補給対象額 600万円× <b>1/3</b> = 200万円

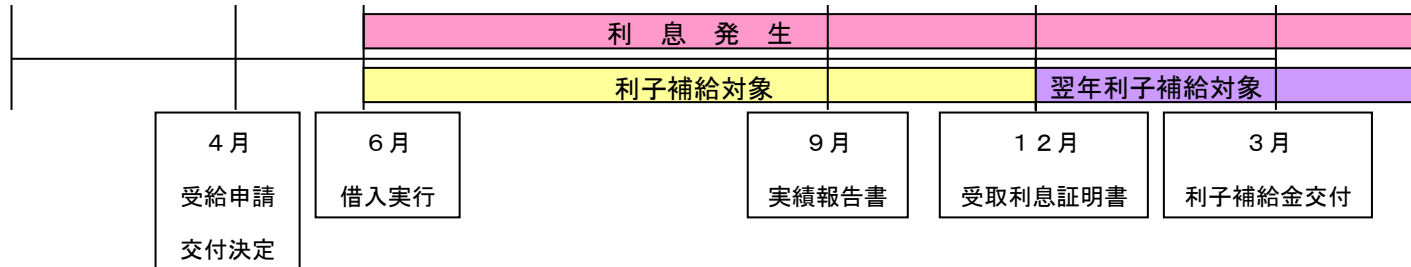
→利子補給対象額 200万円

(5) 補給金支払：毎年1月1日から12月31日を単位期間として計算

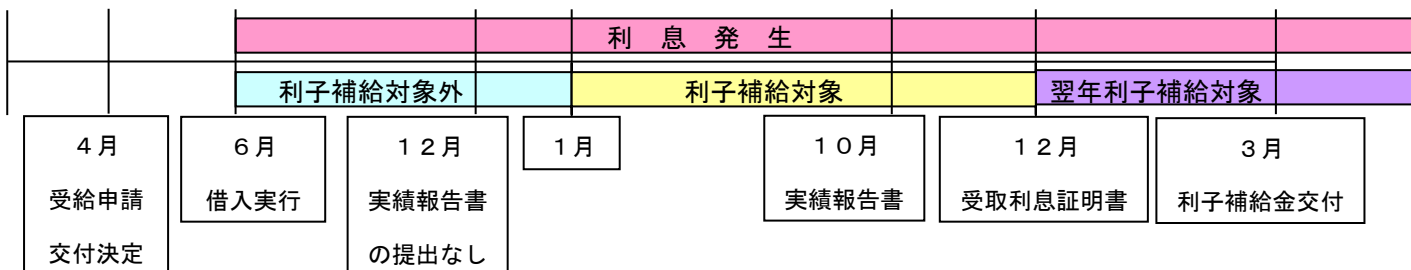
**毎年12月初旬までに実績報告書（工事及び当該金額の支払いが終了した時点で提出）の提出があったものに対し、その期間の利子補給金を翌年3月に交付**

（12月初旬までに提出のないものについては、原則その期間の利子補給金の交付は行われません）

(例) ア：借入と同じ年の9月に実績報告書の提出があった場合



(例) イ：借入の翌年1月以降に実績報告書の提出があった場合



#### 4. 借入条件

- ①借入形式：証書貸付
- ②償還方法：元金均等償還（元利均等償還は利子補給対象外）
- ③借入期間：設備資金－20年以内  
（災害対応型中核給油所等特別利子補給事業においては10年以内）  
運営資金－7年以内
- ④据置期間：設備資金－2年以内  
運営資金－2年以内

#### 5. 対象借入先金融機関

- ①日本政策金融公庫
- ②商工組合中央金庫
- ③銀行
- ④信用金庫
- ⑤信用組合
- ⑥その他政府系金融機関

## 6. 利子補給金算出方法

借入残高×利子補給率×(利息支払日数/365)×(利子補給対象額/借入額)

## 7. 申請書の添付書類

### ①構造改善促進利子補給事業

- ・申請事業に係る見積書等写し
- ・立面図、平面図写し

既に借入実行している場合は上記に加えて以下の書類

- 1) 金銭消費貸借契約証書写し及び返済予定明細表写し
- 2) 既に工事代金を支払っている場合は、工事代金支払請求書写し及び金融機関振込依頼書等写し

### イ) 事業多角化利子補給事業

太陽光発電設備設置に係る利子補給を申請する場合は上記に加えて以下の書類

- 1) 売電事業の記載のある「商業登記簿謄本」写し又は「会社定款」写し
- 2) 経済産業省（局）等へ提出した「再生可能エネルギー発電設備認定申請書」写し及び、それに対応する経済産業省（局）等からの「認定通知」等写し
- 3) 申請者から電力会社への「売電契約申込書」写し及び、それに対応する「契約のご案内」等電力会社からの通知文書写し
- 4) 太陽光発電設備（太陽光パネル・パワーコンディショナー）のパンフレット

### ロ) 認定経営力向上計画利子補給事業

上記に加えて以下の書類

- 1) 経済産業省（局）へ提出した「経営力向上計画に係る認定申請書」写し及び「経営力向上計画別紙」写し、並びに認定申請に対する経済産業省（局）からの「認定通知」等写し
- 2) 対象が「機械装置」の場合は、その設備のパンフレット
- 3) 他の補助事業の利用がある場合は、交付決定通知書等写し

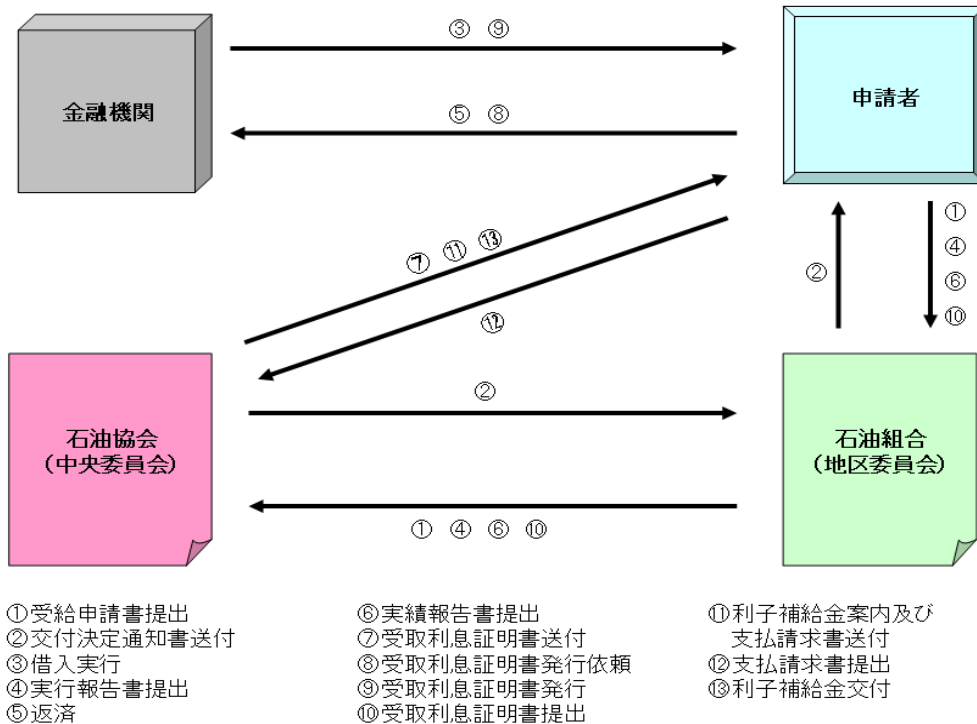
### ②環境保全対策事業促進利子補給事業

- ・補助金の交付決定通知書写し
- ・補助金申請時に添付した工事費用見積書写し

○その他必要に応じて本会が要請する書類

8. 申請書の提出先：所属の石油組合

9. 申請から利子補給金交付までの流れ



10. 借入実行報告書の添付書類

- ・ 金銭消費貸借契約証書写し
- ・ 返済計画一覧表写し

11. 実績報告書の添付書類

- ① 構造改善促進利子補給事業
  - イ) 事業多角化利子補給事業

- ・ 施設の建設、設備の設置に係る費用の支払が確認できる請求書及び振込依頼書等写し
- ・ 対象設備等を確認できる写真（日付入り）

- ロ) 認定経営力向上計画利子補給事業

- ・ 施設の建設、設備の設置、講習会等に係る費用の支払が確認できる請求書及び振込依頼書等写し
- ・ 対象設備、講習会等が確認できる写真（日付入り）
- ・ 消防法に基づく「危険物施設変更許可」の手続きを行っている場合は、当該書類写し
- ・ 他の補助事業の利用がある場合は、「額の確定通知書」等写し

②環境保全対策事業促進利子補給事業

- ・当該工事に係る補助金の「額の確定通知書」写し
- ・当該工事に係る費用の支払が確認できる請求書及び振込依頼書等写し
- ・消防法に基づく「危険物施設変更許可」の手続きを行っている場合は、当該手続書類写し

○その他必要に応じて本会が要請する書類